

# News おしらせ News

総務課 ☎ IP53・2321  
 企画振興課 ☎ IP53・2325  
 住民課 ☎ IP53・2323  
 農林建設課 ☎ IP53・2322  
 保健福祉課 ☎ IP53・3155  
 農業委員会 ☎ 53・2324  
 教育委員会 ☎ IP53・3443

## くらし 低所得の子育て世帯へ 給付金を支給します

食費などの物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）へ給付金を支給します。

**支給額** 児童1人当たり5万円

**支給対象世帯** 次のどちらかに該当する世帯

①令和4年度に支給された同給付金の支給対象者（申請不要）

②令和4年度の給付金支給対象者以外で、平成17年4月2日（令和5年3月31日時点）で18歳未満（障がい児の

場合は20歳未満）から令和6年2月までに生まれた児童の養育者で令和5年度住民税が非課税もしくは家計急変者（令和5年1月以降の任意の収入額を12カ月換算して出した年収見込額などが市町村民税均等割非課税相当の水準まで下がっている世帯）（申請必要）申請書は町ホームページまたは保健福祉課窓口にあります

**申請期限** 令和6年2月29日（ただし、令和6年2月生まれの児童がいる世帯は令和6年3月15日（金）まで）

問合せ先 保健福祉課地域福祉係（保健センター内） ☎ IP53・3155

## くらし 不法投棄の通報にご協力ください

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により廃棄物の不法投棄は禁止されています。これに違反して不法に投棄した場合や投棄未遂が発覚した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円（法人は3億



円）以下の罰金、またはこれら両方が科せられます。

不法投棄は、豊かな自然と景観を損なうだけでなく、地下水の汚染など生活環境に被害をもたらす危険があります。一度悪化した環境を元に戻すためには、多額の費用と時間がかかるため早期に見つけ、処理することが重要です。

不法投棄の現場を見かけたときは、住民課生活環境係まで通報してください。皆さんのご協力をお願いします。

**通報する内容**

次の項目について、分かる範囲の情報を提供ください

- 発見日時
- 発見場所
- 投棄に関する情報（投棄日時、出入りした車両の情報、会社名など）
- 土地に関する情報（土地の形状、所有者や使用者の情報）
- 現場の状況
- 通報者の氏名、連絡先

※匿名通報も受け付けます

通報・問合せ先 住民課生活環境係 ☎ IP53・2323



Gas 10月は**不正軽油防止強化月間**です

不正軽油は 使わない・買わない・作らない・売らない

北海道は10月を「不正軽油防止強化月間」と定め、道内各地でトラックなどの燃料である軽油の抜取調査を行います。

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的とした違法な混和軽油や製造軽油であり、燃料として販売または使用した場合は、刑事罰が科されます。

もしも、不正軽油と思われる情報があるときは、北海道が開設している「不正軽油ストップ110番」にお電話ください。

**不正軽油ストップ110番（フリーダイヤル）**  
☎0800・8002・110

問合せ先  
空知総合振興局  
課税課事業税間税係  
☎20・0053

10月31日は 町・道民税 第3期  
**納期限** 国民健康保険税 第4期  
後期高齢者医療保険料  
介護保険料

～2023年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	5月31日					
固定資産税	5月31日	7月31日	10月2日	11月30日		
町・道民税	6月30日	8月31日	10月31日	12月25日		
国民健康保険税	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日
後期高齢者医療保険料	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日
介護保険料	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日

「きくみみBOX」を  
ご利用ください

総務省の行政相談は、担当行政機関とは異なる立場から、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

行政相談委員に無料で相談でき、秘密は固く守られます。

行政相談内容  
年金、税金、国道、河川、雇用・労働問題など、国の仕事やサービスについてのお困りごと。

国の行政に関する相談内容を記載して投函できる「きくみみBOX」を次の場所に設置しています。

設置場所 月形町交流センター  
問合せ先 総務省行政相談委員（月形町担当）齋藤 香  
☎54・3443または北海道管区行政評価局（きくみみ北海道）☎011・709・1100



インボイス制度に  
ついてのお知らせ

インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まった消費税の仕入税額控除の方式です。

買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として売手が交付するインボイスを保存する必要があります。また、売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必須です。

税務署では、インボイス制度の説明会やスマートフォンを利用した登録申請手続きの相談会を開催しています。詳細は札幌国税局ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

問合せ先 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター ☎0120・205・553



▲札幌国税局ホームページ

健康  
こころの健康相談の  
健康  
実施について

岩見沢保健所では、こころの健康問題を抱える人やその家族などに対して、2カ月に一度、精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

実施日 10月19日(木)  
時間 午後1時～午後3時  
実施場所 岩見沢保健所  
実施内容 精神科医師との面接相談

申込方法 実施日前日の正午までに、申込先に電話で予約してください。申込多数の場合は、別の日で調整させていただきます場合があります。

その他 保健師との電話や面接での相談は、随時行っています（平日午前9時～午後5時）  
申込・問合せ先 岩見沢保健所健康推進課健康支援係（岩見沢市8条西5丁目）☎20・0122



野焼きは禁止されています！

ごみなどを野外で燃やす行為、いわゆる「野焼き」は法律で禁止されています。ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化を招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康にも悪影響がでます。

家庭などから出たごみは、正しく分別して、指定された日にごみ集積場に出してください。

違反をした場合

5年以下の懲役  
1,000万円以下の罰金

のいずれか、または両方が科せられます

問合せ先  
住民課生活環境係 ☎IP53・2323

秋のヒグマ注意特別期間  
ヒグマの出没に注意！！

秋のヒグマは冬ごもりの準備のため、活動が活発になります。私たちがヒグマから身を守るために、普段から下記のような対策を取り、エサになるようなものの放置を避け、ヒグマを寄せ付けぬ環境づくりを心掛けましょう。

- ①生ごみや保存食などを適切に管理しましょう
- ②農地や果樹園では、ヒグマの侵入や被害を防ぐため、電気柵の設置などの対策を行いましょう。また、収穫されずに残った作物は、適切に処分しましょう
- ③家畜飼料は、ヒグマに食べられないよう、頑丈な施設で保管しましょう

ヒグマを目撃したら近づかず、下記まで連絡を！

岩見沢警察署月形駐在所 ☎53・2433

住民課生活環境係 ☎IP53・2323

事 月形町

人 人事異動

■月形町

9月15日付け

敬称略

▽総務課長（総務課長兼危機管理係長事務取扱）原博由樹  
 ▽総務課課長補佐兼危機管理係長事務取扱（総務課課長補佐兼総務係長事務取扱）佐藤直樹  
 ▽総務課課長（企画振興課商工観光係長）會田学  
 ▽企画振興課商工観光係長（総務課総務係主査）新妻恭平

■町立病院

10月1日付け

敬称略

▽町立病院副院長（新規採用）三田昌輝  
 ▽リハビリテーション科（新規採用）森長俊晃  
 ■岩見沢地区消防事務組合月形支署  
 9月1日付け 敬称略  
 ▽警防係（新規採用）佐藤史騎



彰 北海道市町村選挙管

表 理委員会連合会表彰

平成28年から現在までの永年の適正な選挙の管理執行と公正な選挙啓発に尽力されたことが評価され、月形町選挙管理委員会委員・松本國一さんが北海道市町村選挙管理委員会連合会長から表彰され、9月1日、上坂町長より伝達されました。



(左) 松本國一さん

金 救援

アメリカ・ハワイ  
 火災救援金にご協力を

2023年8月8日、アメリカ合衆国ハワイ州マウイ島において発生した山火事により被災された方々を支援するため、日本赤十字社北海道支部空知地区月形町分區では救援金の受け付けを行っています。

災害により被災された方々へのお見舞いと被災地の早期復旧をお祈りするとともに、皆さんの温かいご支援とご協力を願います。

なお、お寄せいただいた救援金は北海道支部を經由し、被災地に送金されます。  
 受付期間 10月31日(火)まで  
 受付場所 役場住民課窓口、町立病院窓口、保健福祉総合センター窓口  
 問合せ先 日本赤十字社北海道支部空知地区月形町分區事務局（保健福祉課地域福祉係）  
 ☎ IP 53・3155

防災対策専門員による防災講座

～非常食などの備蓄について～

月形町では、災害が発生した際の非常食を備蓄していますが、その非常食には、食物アレルギーの原因物質を使用していないものやハラール認証（イスラム法上の適合品である認証を受けたもの）を受けたものも選定しています。

しかし、災害時には、町の備蓄とは別に各家庭による非常食の備蓄が必要で、その基準は3日から1週間分と言われていています。町では、災害訓練などを実施した際に、非常食の提供を行っています。そのような機会に町で備蓄している非常食を試してみたいでしょうか。

近年は線状降水帯による水害や土砂災害など、今まで想定していなかった災害が発生しています。各家庭が食べ慣れたものを必要な数量を準備しておくことが、避難生活において重要となりますので参考にしてください。

**自衛官募集** ~可能性にチャレンジ~  
 【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23-5514  
 【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・IP53・2321

募集種目	受験資格	受付期限	試験期日
第3回 一般曹 候補生	18歳以上33歳未満の方(32歳の方は、採用予定月末日時点、33歳に達していない方)	11月30日	12月9日 ～14日 ※いずれか 1日
第4回 自衛官 候補生	18歳以上33歳未満の方(32歳の方は、採用予定月末日時点、33歳に達していない方)	11月9日	11月17日 ～20日 ※いずれか 1日
陸上自衛隊 高等工科学 校生徒	推薦：男子で中卒（見込含）17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動などに顕著な実績を修め、学校長が推薦できる方	12月1日	令和6年 1月6日 ～8日 ※いずれか 1日
	一般：男子で中卒（見込含）17歳未満の方	令和6年 1月5日	令和6年 1月13日



(左) 今給黎康一支社長

**定** (株)日立製作所北海道  
**協** 支社と森林整備の協定

8月22日、環境保護活動を希望する企業と森林所有者を結ぶ、北海道の「ほっかいどう企業の森林づくり」制度に基づき、(株)日立製作所北海道支社(今給黎康一支社長)と森林整備に関する協定を締結しました。

この協定の締結により、今年から6年間、月形町赤川の町有地0.5ヘクタールを対象として森林整備が実施されます。

**その他** 月形町観光パンフレット  
トについて



月形町では、これまで観光PR用として、4種類のパンフレット(ちよつといいまち月形町A5版・A4版、月形町タウンマップ、月形まんまるマーケット)を作成し配布してきましたが、これらを1冊に集約したもの(ちよつといいまち月形町A5版 ※裏表紙がふるさと納税のもの)を令和5年4月より配布しています。

新しいパンフレットは、各公共施設などに設置しているほか、役場企画振興課商工観光係でも配布していますので、町外の方へのPRやご説明にお役立てください。

問合せ先 企画振興課商工観光係 ☎ IP53・2325

**防火標語** 「火を消して 不安を消して つなぐ未来」



令和5年 全道秋の火災予防運動  
10月15日から10月31日まで

暖房器具を使用する季節を迎えます。毎年使用しているから大丈夫と思わず、使用前には必ず故障がないか、燃料ホースにひび割れがないか確認しましょう。

ちょっとした油断により火災が発生しますので、火気の取り扱いには十分注意しましょう。

●持ち運びができるストーブの注意点

①火をつけたまま給油をしない

③ストーブの上に物を置かない

②ストーブのそばではあそばない

④火をつけたままストーブを動かさない

問合せ先 消防月形支署 ☎ IP53・2154 (一般) ☎ 24・0119 (火事情報) ☎ 119 (救急・火事)

## その他 令和5年狩猟免許 試験について

本年度の狩猟免許試験および予備講習が次のとおり実施されます。

### ●狩猟免許試験

試験日 12月3日(日)

時間 午前9時から

試験場所 空知総合振興局

事前申請期間 10月10日(火)～

10月24日(火)

申請方法 電子申請、郵送

※申請方法など詳細は左記

ホームページをご確認ください

い

狩猟免許試験ホームページ

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/syuryo/syuryo\\_oumenkyo.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/syuryo/syuryo_oumenkyo.html)

問合せ先 空知総合振興局環

境生活課 ☎20・0043

●狩猟免許試験予備講習

講習日 11月26日(日)

時間 午前9時から

場所 岩見沢市民会館まな

みーる

受付期間 10月12日(木)～11月

16日(木)

※狩猟試験を事前申請した後に、予備講習の申込をお願いします

受講料 下記のとおり

申込・問合せ先 空知猟政協議会 ☎24・1111(火・木曜日午前9時30分～午後4時30分)

種類	受講料
第1種または第2種	11,000円
網またはわな	8,250円
網およびわな(2種類)	11,000円
第1種または第2種と同時に網またはわな(2種類)	13,750円
第1種または第2種・網・わな(3種類)	16,500円

※消費税およびテキスト代込みです

## その他 在職者セミナーを 実施します



### ●ワード・パソコン中級講座 (夜間)

講習期日 10月24日(火)・31日

(火)・11月7日(火)・14日(火)

4日間

講習時間 午後6時30分～午後8時30分

定員 15名  
募集期日 10月17日(火)まで  
受講料 3300円(消費税・テキスト代込)

### ●パソコン講座【ワード入門】

講習期日 11月8日(水)・10日

(金)・15日(水)・17日(金)・22日

(水)・24日(金) 6日間

講習時間 午後1時～午後4時

定員 14名

募集期日 11月2日(木)まで

受講料 3300円(消費税・テキスト代込)

問合せ先 美唄地域人材センター

1号研修課 ☎63・4218



## その他 個別的労使紛争 あつせん制度の案内

解雇や賃金未払、ハラスメントなどの労働問題で悩んでいませんか？

北海道労働委員会では、労働問題に詳しい経験豊かな「あつせん員」が当事者双方からお話をうかがい、問題点を整理したうえで助言などを行い、歩み寄りによる解決を図る「あつせん」を行っております。「あつせん」の利用は無料で、迅速な解決を目指します。

詳しくは、Webで「北海道労働委員会 個別あつせん」と検索していただくか、左記まで問い合わせください。

問合せ先 北海道労働委員会

事務局調整課 ☎011・204・5667

エゾシカの生態や習性を知り、安全運転を心がけましょう。

### ●エゾシカの活動のピークは日の出と日没前後です。周囲が暗く、道路横断するエゾシカの存在に気づきにくいため、日の出と日没の間帯を車で走行する際には注意が必要です

●車のヘッドライトに反射してエゾシカの目が光ります。暗いときに光るものを見つけたときには、スピードを落とすとしてよく確認してください

●エゾシカは、車が接近しても逃げずに立ち止まる場合があります。また、エゾシカの蹄は舗装路では滑りやすく、逃げるのが遅れたり転んだりすることがあります。スピードを落とすとしてエゾシカの行動をよく確認してください

●エゾシカは群れで行動しています。1頭が逃げたり横断するのを確認した後も安心せず、2頭目以降の飛び出しがないかよく確認してください





# 月形町空き家・空き地バンク制度

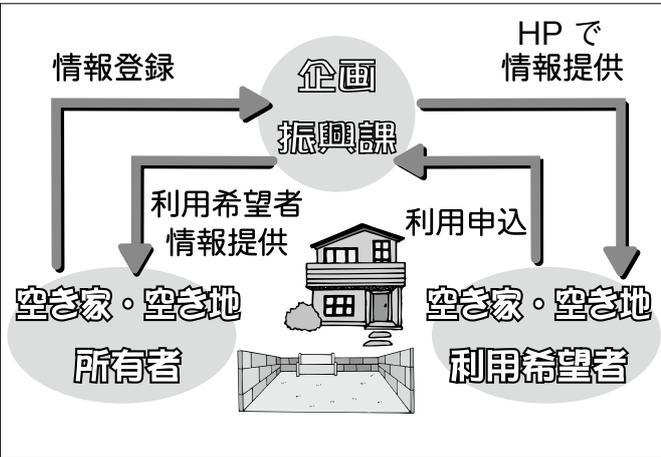


月形町では、町内の空き家および空き地に関する情報を収集し、その情報を広く提供することによって、空き家および空き地の有効利用と定住促進による地域活性化を図る「月形町空き家・空き地バンク制度」を行っています。

平成25年度に制度を開始して以来、40件以上の登録物件が売買・賃貸借により成約となりました。現在、空き家を「買いたい」「借りたい」という要望は増えていますが、実際にご紹介できる物件は不足しています。

「家が古く売れそうにない」とお考えの方でも空き家をお持ちの方は、ぜひ月形町空き家・空き地バンクにご登録ください。また、ご近所やお知り合いの方で空き家・空き地をお持ちの方がいましたら、月形町空き家・空き地バンクをご紹介ください。

■登録状況	■昨年度実績
(令和5年9月15日現在)	空き家
空き家…1件	新規登録 8件 成約 10件
空き地…29件	空き地
	新規登録 6件 成約 3件



問合せ先 企画振興課企画係  
☎ IP 53・2325  
月形町公式ホームページ  
<http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/5117.htm>

- 空き家、空き地登録の流れ
  - ① 物件の登録申請  
申込書類に詳細を記入し、企画振興課企画係へ提出
  - ② 現地調査  
町職員が物件の写真を撮影、公表に必要な情報を調査
  - ③ 物件の登録・公開  
町ホームページなどで情報を公開、利用希望者を募集
  - ④ 利用希望申込・情報提供  
購入、賃貸希望者が申し込み、当事者間で契約のやりとり
- ※月形町は空き家・空き地に関する情報提供のみ行いません。売買や賃貸などの交渉や契約については、一切関与いたしません
- 北海道外の方や古民家を探している方などからも問い合わせをいただいています。需要があるかもしれませんので、まずはお気軽にご相談ください。

## 〔北陽団地〕子育て世帯に優遇販売中！

自然に囲まれゆったり生活できる住宅地「北陽団地」を子育て世帯に対し価格を優遇して販売しています。



**対象** 申請時において、申請者または配偶者の年齢が50歳以下で、18歳未満の子と同居する世帯

**価格** 販売価格の2分の1とします(千円未満切り捨て)

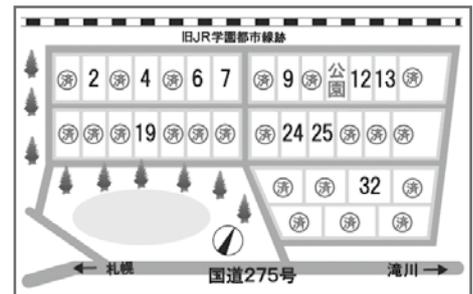
※土地造成費などは、土地購入者負担となります  
※隣接地であれば2区画まで購入することができます

### 分譲条件

- 代金納入／土地売買契約締結時に土地代金の10%以上を納入、契約締結後30日以内に残りの土地代金を納入していただきます
- 住宅建築／宅地購入から3年以内に住宅を建築していただきます
- 転売禁止／宅地購入から5年以内の転売はできません

**住宅補助** 最大200万円の住宅補助！

分譲宅地に新築した場合、150万円の補助に加え町内業者が建築した場合は、50万円上乗せします



問合せ先  
企画振興課企画係 ☎ IP 53・2325